中國古代の帝王思想
——特に韓非の君主論——

板野長八著

昭和二十六年二月二十八日、東京、日本評論社
社會構成史大系第九回　一〇二頁　價三五〇圓

中國史上、專制主義の理論的基礎が確立せられていつた最高潮の時期として、仁井田氏は、春秋戰國時代の荀子及び法家の說と、宋代の理學（宋學）とを擧げておられる。このうち、法家特に韓非が秦專制國家成立に果した役割を、先秦諸子との關連の上に探求し、爾後の中國專制君主を生み出す契機を明らかにすべきことは、かねがね求められていた處であつた。かゝる要請に應じて、こゝに中國思想史の分野に最も精力的に勞作をものされている板野氏が、新たなる視野から鋭く追求の筆を進められたことは非常な喜びである。

本書の意圖する所は、その序にも見える如く、韓非の君主論をば、儒家によつて代表される傳統的な君主論乃至聖人論との對比に於て把握し、中國古代の帝王思想の一斑を窺い、尙それによつて秦の始皇帝の性格の究明に及んでいる。しかも始皇帝が秦漢帝國の最も代表的な帝王であり、且つ秦漢帝國が中國の古代國家として劃期的なものであるという前提からして、周のいわゆる「封建制」から秦漢以後の郡縣制への轉移の本質を明らかにせんとしたものである。

氏は先づ第一に「君主の社會的性格」において、韓非の君主又は君主の下に於ける秩序は、國が家を、君が父を抑制し、公が私を排斥して得られたものであるとする。そのことは當時に於て家族を背景とする諸勢力、特にその最も強大なるものとしての卿大夫、並に宗族内に於ける君主の競爭相手等、韓非の所謂重人近侍者等を抑制することにある。すなわち封建勢力を壓倒して以て君主權を強化せんとしたものであつて、それは原理的には宗族の封鎖性、獨自性に干涉し、之を排除するものであつた。それと共に韓非は、宗族生活を律する道義の根本としての孝悌の道を排除し進んで恭順恩惠等の道德感情はもとより、智能等人間の能力一般としての德性をも排して、法一元に歸すべきを說いたのである。ではそこに現われてくる人間とは何か。韓非によれば、人の性情たるや利を求め害を去り、賞を求めて罰を惡むものであり、又道義にではなくして權勢に服するものである。韓非の示すこの樣な人間像は、卽ち堯・舜・桀・紂等の特殊なる存在を論外とし、あくまでも普通人、卽ち所謂中人なるもので、法一元の世界にあつては、その本性に於て自律性を全く喪失して、たゞ本能に生きるものであつた。かゝる人間は、君主の完全支配の下にありながら、君主との摩擦はもとより、君主との對立をも感ずることなく、たゞ君主の存在のみを知る自からなるものとする存在であつた。すなわちそれは奴隷たることを意識せず、それを自からなるものとする存在である。そしてこゝに於ける君臣の關係は、唯一絕對の君と、それに完全に統率された臣との自からなる對立となる。しかもそれは、臣の能力や功勞と君の賞たる官職や爵位との間に成立する計

數賣買の關係に於て成立するものである。かくて曾つては周の封建制度下の支配階級として君主の下にその政治的特權を有していた卿大夫すら、その獨自性を喪失して、君主の統治機關としての官吏に轉化せしめられたのである。

では君主はこれらを統治するためには、如何なる手段によるべきか。こゝに君主の命令たる法が提示される。法とは官民の行爲を規制する規範であり、且つ賞罰乃至刑罰によつて裏付けられたところの一種の成文法である。これは君主の絶對命令であつて、凡ゆる人が嚴守すべく、凡ゆる行爲が之に準據してなさるべきものであつた。この法に對して、官民をして法に準據せしめ、法の目的を實現せしむべき手段が術である。それは任に應じて官を授け、名と實との關係、即ち任務と業蹟との關係を正して是非を決定し、これに應じて殺生、賞罰を行い、以て臣下の能力を試すものであつた。君主たるものは、統治手段として最も本質的なるこの法と術とを兼ね備えなければならぬ。さらに韓非は君に道を說き法と術とを行わしめる法術の士なるものを、術を行う君主、法を代行する官吏の外に設定している。それすらも結局君主に歸一し、君主の奴隷となるものであつて、こゝに無限定無制約なる君主が成立するのである。

次に右のごとき「君主の宇宙論的性格」に及んで、君主は要するに道を體得するものであり、又君主の法は規矩準繩權衡等と共に、規範としての道の人間界への現われである、としている。又君主の行う術は道の働きを人間界に實現したものであつた。從つてこのような法と術とを以て立つ君主は、宇宙の主宰者であり、命乃至規範の制定者であり、萬物の根源たる道の代行者であつて、一個のデミゴッドであつたと考えられる。しかもその君主は、天下乃至民の勢に因り任ぜられたもの、自然の勢と人間界の勢とによつてつくりあげられたもの、つまり道により命により規定されたものであり、したがつて君主もすでに宿命的なものであつたのである。

結局韓非に示された君主の性格は、老子や莊子の聖人王者の如く實質上の絶對支配者であり、その本質に於て彼等と共通ずるものがあつたと考えられる。かくて次に韓非の歷史的位置の考察が求められ、孔子・墨子・孟子・老子・莊子・荀子から韓非に及び、究明の筆が進められている。すなわち韓非は結局老莊の理論によつて法術や君主を基礎づけて法の世界、政治の世界を樹立し、以て儒家の禮の世界や道德を打破したもので、正に覇道の線に沿つた論者であつた。換言すれば墨子・老子・莊子等は覇道の原理を提供し、管仲・商鞅・吳起等は覇者に現實的な方法を提示し、韓非はこの現實的な方法、即ち法術を老莊等の理論によつて基礎づけ、以て始皇帝の前に捧げたのであつた。しかもこゝに示される儒家の立場、即ち孔子・孟子・荀子に於ては、天命の下ではあるが人間の道德性を認め、一定の獨自性を主張し得る卿大夫の存在を容認した。これに對して墨子・老子・莊子の系列、ひいては韓非に於ける立場は、かゝる封建的貴族の特權すら君主の下に抑制し、その自主性すら剝奪するものであつた。但し前

者に示された禮的世界に於て人間の自主性を保證した宗族そのものは、後者に至つてその自主性が剝奪されても實體は存續していたが故に、前者から後者への展開は、同じ體統の下に於ける宗族並に卿大夫の自主性の減少消滅に歸し、たゞ量的變化にすぎない。即ちそれは又禮的世界より法的世界へ、卿大夫中心の封建制度より官僚制度乃至郡縣制度への展開であるが、禮的世界の絶對主義への再編成にすぎないと結論されるのである。

以上が本書の大要である。こゝから直ちに吾々が看取し得ることは、思想の流動そのものが、社會の發展、政治の變革の中に如何に強く脈打つているかということである。すなわち著者は人間解放なる欲求の下に、封建制度より郡縣制度への轉移に契機をもとめつゝ、先秦諸子の思想及びその背景の社會を見事な組織を以て展開されてゆくのである。しかし孔子・孟子・荀子と、墨子・老子・莊子との二つの系列が、そのまゝ封建制度と郡縣制度につながるという理解そのものに、問題がかくされているのではなかろうか。即ちこの二系列の對立と相關關係を、先秦時代の思想の流れとして把握する點に關するより廣き檢討を要すると思われる。また秦漢以後の郡縣制度なるものの把握をも、より明確になされるべきではないだろうか。私は秦帝國に見出される樣な專制君主成立の契機は、究極の所荀子より韓非への展開に、深き要因があると思うのであるが、この兩者の關係について一層の說明をのぞみたかつた。

更に韓非の君主論の理解に於て、先づ求むべきは君主の絶對權力の中心たる法そのものの探求であり、君主と法との直接的關係である。それについて氏は、法とは官民規制の一種の成文法であり、自然の道の人間界への現われと見ておられる。即ちそこに示された法は、既に先驗的に作爲され、與えられ、固定化され、嚴然と官民に臨む法である。それは官民を統治し、之を抑制し、官民をして君主のために死力を盡さしめるものであり、しかも君主自らは、法より超然として、斃命に疲れることなく、又他から制せられることなき存在となるのである。こゝに於いて法は、もはや君主の手中から離れた存在となるであろう。しかし韓非の云う法はかくの如きものだろうか。氏の把握せられた法は、統治せられた官民を通じてみたる法、官民規制の法で、韓非に於ける法のすべてではない。韓非の法は、君權を維持する根本要請であり、「國に常法あれば、危しと雖も亡び」ざるもので、「法を奉ずること強ければ、則ち國強き」が故に、君主は「法を以て常となし」、しかも自ら法の絶對性を尊重する。即ち「明主の道は法に忠實にして堅く之を守り、其法は心に忠實にして一點の僞もなし。故に人民に君臨する時は、人民之を標準とし、此世を去る時には人民之を追慕する」樣になり、君主は人民の鑑となる。こゝに君主が法に小心翼々として自ら從ひ、法と共にある姿を見出す。そしてその明主として、道を往古に立て、德を萬世に垂れた堯舜の如きを画いて居るのである。

（以下一〇三頁へ）

（八七頁よりつゞく）

しかもこの樣に君主は法の絶對性を尊重する故に、人を選ぶにも「明主は法を以て人を擇ばしめ、自ら擧げず」、法の効用に就ては自己の恣意をいさゝかも加えない。故に法は私なく僞なく、法を以て量れば、「才能ある者はかくすを得ず、功なき者はかざるを得ず、そこに君の臣に對して明白に區別するを得て、國を治め易しとなす」のである。所が次に云う。「たゞ君主のなすべきは、法の可否を調査して之を定める時、則ち宜しきを得る」と。こゝに韓非の法そのものの限界性が見出されるであろう。そしてかゝる限界性、矛盾を含みつゝ、强力に絶對君主を画き出さんとした處に、韓非の立場が存するのである。以上妄言をのべたが、右の如き韓非の矛盾的性格の十分なる把握をへてこそ、韓非の君主論が、より一層明らかにせられるのではないだろうか。

（間野潛龍）